



- 財産三分法で組織と家庭財産の見直しを
- 「日本独自のチーム力」世界を驚かせたバトンパス
- 解体工事業の新設に伴う建設工事入札参加資格について
- 新しい総合事業の参入について
- 「ジュニアNISA」という制度をご存知でしょうか？

## 財産三分法で組織と家庭財産の見直しを

よく投資の世界では、卵を一つのバスケットに保存するより、別々のバスケット分けて保存したほうが良いという分散投資の大切さが説かれます。財産三分法と言って財産をうまく運用して行くためには、持っているお金を三分して、三分の一は不動産に、三分の一は株や債券などの有価証券に、残りの三分の一は現金性の預金にして危険分散と有利性のバランスをとれと言う考え方の有用性も説かれます。最近では、金も入れて四分法にという考え方もあります。

日本では投資＝バクチといった風潮が強くありますが、1867年創業の近江商人、和装卸の老舗ツカキグループの家訓は、三分法の教えだそうです。財産を現金預金、不動産、株の3つに分けて天災などに備えて守るという家訓は、経営面においては、着物・宝飾・毛皮の三分野に分けて投資し、会社の財産も自社事業・不動産事業・資金運用の3つに分け、さらに資金運用は、円・ドル・ユーロの3つに分けると三分法を徹底しています。このツカキグループの財産三分法ですが、この考え方のルーツは近江商人の理念から来ているのだそうです。三大商人の一つである近江商人は独特の教育理念をもち、高島屋デパートや布団の西川など今日の優秀な企業の中には、近江商人がルーツのところが多くありません。その近江商人の考え方「三方よし」とは、近江商人は行商を中心に他国で商売をしていたので、旅先の人々の信頼を得ることが何より大切だったため、その心得として、売り手よし、買い手よし、世間によしの『三方よし』が大切にされました。偽装問題が多発する昨今、近江商人の「三方よし」の理念の大切さを痛感します。そしてこの「三方よし」を財産形成に活かして140年続く家の財産を防衛しているのがツカキグループです。

さらに、この三分法はツカキグループだけでなく、日本にも古くから唱える人がいました。その一人が安田善次郎翁です。富士銀行の前身だった安田銀行の創業者であり、東大の安田講堂を寄付した人として有名です。明治から大正にかけての日本は、資本主義化によって景気不景気の波に繰り返し洗われ、産業や個人の財産もその度に大きな影響を受けました。その時々により、不動産が良かったり、株が良かったり、逆にキャッシュで持っていた方がずっと有利だという時代もありました。このような変化が激しく、読みにくい時代を乗り切るために三分法の大切さを安田翁は説かれました。

大切な財産の防衛のためにも、日本古来の考え方であったこの三分法で、組織や家庭の財産の見直しをしてみたいか？

成迫 升敏

## 「日本独自のチーム力」世界を驚かせたバトンパス

史上最多の41個のメダルに湧いたリオオリンピック日本代表。陸上男子400mリレーはトラック種目で初の銀メダルを獲得しました。100m9秒台が1人もいない日本チームの走りは世界に衝撃を与えました。選手全員が9秒台を持つジャマイカやアメリカと渡り合えたのは日本独自のバトンパスのテクニクにありました。日本はバトンを受ける側が、腕を振る動きの中でバトンを受けるためスムーズに加速できる「アンダーハンドパス」を採用しており、その技術を高めることで世界2位になったのです。バトンの渡し方を徹底研究し、個々の選手のトレーニングの延長としてのリレーではなく、リレーという一つのカテゴリーとしてトレーニングを積んだのです。日本人の強みである個々の能力を信頼関係で結ばれた組織力で補う。リレーやスポーツだけでなく、会社という組織内でも見習うことができそうです。

高木 幹夫

# 解体工事業の新設に伴う建設工事入札参加資格について

平成 28 年 6 月 1 日より建設業許可の業種区分に解体工事業が新設されました。6 月 1 日時点でとび・土工コンクリート（以下：とび・土）の許可があれば、平成 31 年 5 月 31 日までを経過措置期間として、今までと同様に施工できることはご存じかと思えます。今回はこの経過措置が適用される建設業者様に向けて、公共建築物の解体工事について入札参加資格がどのように取り扱われるのかについて、経営事項審査（以下：経審）の申請事務も含めてお伝えします。



## 経審申請上の事務

経過措置期間中の経審申請・決算後変更届の工事経歴書の取り扱い

コード／工種	経審に記載する工事金額	工事経歴書の扱い
050／とび・土	解体工事を含まない額	解体工事を含まずに作成・提出
300／とび・土・解体工事 (経過措置)	解体工事を含んだとび・土工工事の総額	解体工事がある決算期については別途作成・提出

上の表のように 050 と 300 の二つの工種に分けて、経審申請と工事経歴書の作成を行います。工事経歴書は、「解体工事」として、とび・土工工事とは別に作成・提出をするようお願いいたします。経審申請の際は他工種と同様に解体工事も、直前年度分以外の工事は契約書等の書面確認は行わないことになっています。

## 入札参加資格



### 平成 29.30 年度申請について

長野県と他府県の取扱いの比較

長野県の取扱い	茨城、神奈川、大阪等の他府県の取扱い
未発表 (他府県に習う可能性が高い)	<050 とび・土>の経審結果をもって、経過措置期間中は解体工事への入札参加資格を付与する

平成 28 年 8 月 22 日現在、上の表の通り、他府県では明確な取扱いが発表されていますが、長野県では各建設事務所にも詳細が通知されていないようです。他府県に習った同様の取扱いとなれば、解体工事がなくても従前通りとび・土の経審申請をすれば良いということです。

しかし他方、**最も望ましい手続き**は直前 2 期分の「とび・土」に含まれていた解体工事を正しく工事経歴書にして、コード 300 の完成工事高（以下：完工高）で経審を受けて頂くことです。こうすることで、長野県の資格付与基準である 2 期連続の工事实績を満たすことができ、入札参加資格を受けるための要件を満たすことができます。



### 平成 31.32 年度申請について

要件を満たすために必要な手続きは以下の 2 点です。

- ・審査基準日(平成 30 年 10 月 1 日)直前決算の経審を受ける前に許可追加をする
- ・許可追加後の経審の際、過年度分の工事経歴書(解体)も添付し、完工高として記載する



少し先に期限のあることとなりますが、余裕を持って許可追加の準備を進めて頂きたいと思えます。ご不明な点につきましては監査担当者までご相談下さい。

飯島 渉

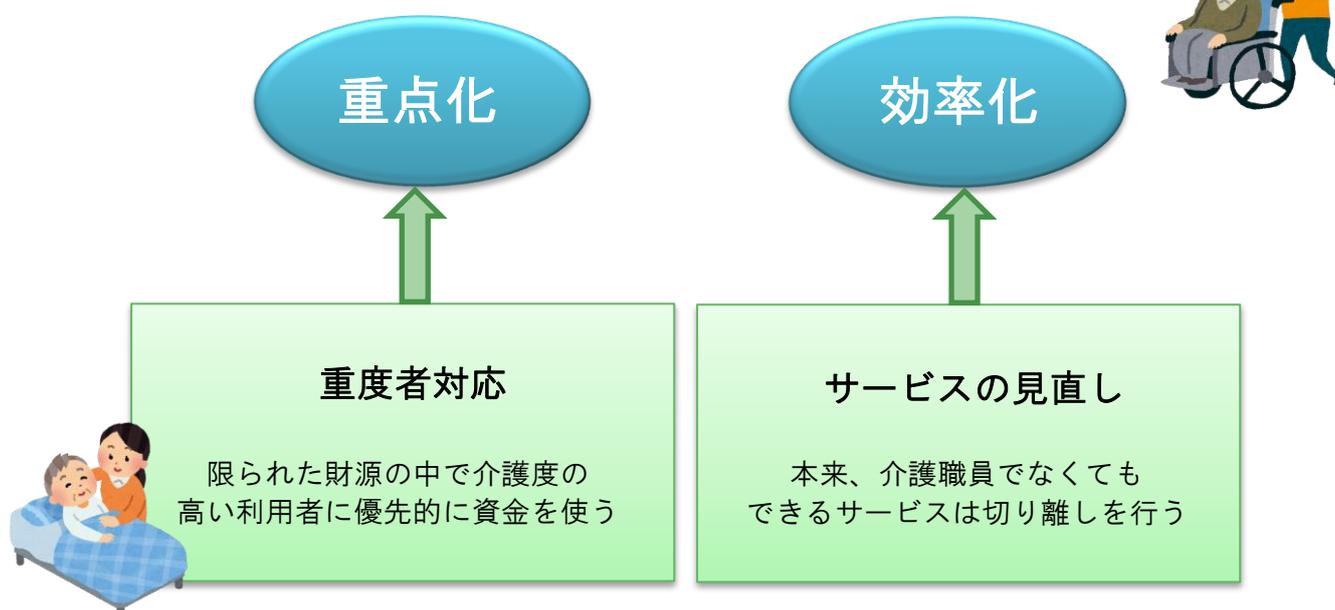


## 新しい総合事業の参入について

平成 27 年 4 月の介護報酬改定により実施されることとなった「新しい総合事業」は、平成 29 年 3 月末の移行期限に向けて、各市町村で様々な動きが出てきています。すでに実施がスタートしている市町村や、これから説明会を開始し事業者募集を行うところなど様々です。今回は、この総合事業についての可能性や今後の介護経営のスタンスについてお伝えします。

そもそもの「総合事業」は、団塊の世代の約 600 万人が 75 歳を迎え後期高齢者となる 2025 年に向け、社会保障制度を根本的に見直していかなければ介護保険制度が破たんしていきと言われていく中で考えられてきた経緯があります。社会福祉制度を現状維持し、継続させていくためには、「重点化」と「効率化」が必要であると厚生労働省は言い続けています。

### 「重点化」と「効率化」とは？



「重点化」に関しては、従来介護給付の対象とされていた要支援 1.2 の方々に対するサービスを今回の「総合事業」へ移行し、近い将来、要介護 1.2 のいわゆる軽度者と言われる利用者についても介護給付から外されていくことが予想されています。

「効率化」に関しては、訪問介護のサービスとして行われている生活援助サービスを切り離し、「総合事業」の中で介護職員ではなく地域のボランティアスタッフなどで行っていくこととしています。

このように高齢化が進み、少子化になかなか歯止めがかからない現状の中で、ますます「重点化」と「効率化」の動きは加速していくことと考えられます。

また、2025 年問題にいう団塊の世代は、一般的に高い水準の年金受給者が多く過去の時代背景から、アクティブエイジングとも言われています。これは、資金や時間、経験が豊富な世代であるが故に、自分の価値観をしっかりと持ち、必要なものや価値が高いと判断するものやサービスにはお金を投資する傾向があることを指します。

今後の介護事業所経営について、特に在宅サービスを主に行われている事業者様は、この「**重点化**」、「**効率化**」、「**団塊の世代**」ということを意識したうえで舵取りをしていくことが必要となります。まずは、事業所を利用している利用者の介護度を確認し、その中で要支援、要介護 1.2（いわゆる軽度者）が介護給付から外れた場合の影響の度合いをしっかりと把握することが必要です。さらに軽度者の割合が多い場合には、対策の検討や以前の事務所通信でも記載した保険外サービスの検討などが必要となります。また、事業所のある地域で求められている地域ニーズなども把握しておく必要があります。

弊社ではこの「総合事業」への移行参入に関するお手伝いや、保険外サービスの検討に関するお手伝いも行っております。お気軽に弊社担当者までお声掛けください。

山下 大輔

## 「ジュニアNISA」という制度をご存知でしょうか？

「ジュニアNISA」は平成28年4月1日より運用が開始されている制度ですが、あまり宣伝されていないこともあり利用者の数は伸び悩んでいるようです。しかし、メリットもある制度なので内容を確認の上、検討したいものです。

そもそもNISAとは上場株式や投資信託などから生じる譲渡益や配当金などについて、一定の投資額まで非課税とする制度で、通常約20%かかる税金が非課税となり、大きなメリットがあります。今まで20歳以上しか利用できなかったNISAに対して未成年でも利用できるように創設されたのがジュニアNISAです。金融機関や証券会社で利用することが可能です。

### 「ジュニアNISA」と「NISA」を比較してみましょう

ジュニアNISAの特徴は①0～19歳が利用可能、②年間の投資上限は80万円、③投資できる金額は平成35年までの8年間、④投資した年から5年間非課税、⑤運用管理は原則親権者（15歳以上であれば本人も可）、⑥18歳まで払出しが不可となっていること、以上の6点です。

ジュニアNISAと一般のNISAの比較

	ジュニアNISA	NISA
対象年齢	0～19歳	20歳以上
非課税投資金額	80万円/年	120万円/年
非課税期間	投資した年から5年間	
投資可能期間	平成35年12月31日まで	
対象商品	上場株式・株式投信など	
口座開設金融機関	銀行・郵便局・証券会社など	
非課税の対象	譲渡益・配当金・分配金	
金融機関変更	変更不可	年単位で変更可
運用管理	親権者など ※15歳以上であれば本人も可	本人
払出し制限	18歳まで払出し不可	なし



### 「ジュニアNISA」のメリット・デメリット

この制度のメリットは、投資する年間80万円までの資金は、親や祖父母からの贈与が前提となっており、贈与の年間110万円までの非課税枠を用いることによって「非課税」で資金を移動させた後に、その資金を運用して譲渡益や配当金が発生しても「非課税」で利益を享受できることです。また、子供や孫へ計画的に資金を移動することにより相続税の対策としての効果も期待できます。

デメリットとしては原則18歳まで払い戻しが不可となっており、資金が長期間固定化されることが挙げられます。長期間での資金繰りを視野に入れて利用金額を検討する必要があります。

ジュニアNISAの利用目的が将来の教育資金を計画的に貯めていくためであれば、生命保険の一種である「学資保険」が、相続対策をしながら子供や孫の教育資金を準備するという目的であれば、相続税の非課税制度である「教育資金贈与」が同じ目的で利用できます。それぞれ異なる特徴を持つこれらの制度を比較検討した上でどの制度を活用するか、または併用するかを決定し、次世代に計画的に資産を残していきたいものです。

金沢 佳光（以上）